

第十回国会 大蔵委員會議録 第五十七号

昭和二十六年五月二十八日(月曜日)

午後三時五十分開議

出席委員

委員長代理 西村 直己君

理事 奥村 十郎君 理事 小山 長規君

理事 内藤 友明君 理事 田中 繼之進君

佐久間 徹君 清水 逸平君

高間 松吉君 吉米地英俊君

三宅 則義君 宮崎 靖君

宮腰 喜助君 松尾 トシ子君

竹村 宗良 一君

出席政府委員

大蔵事務官(主 泉 美之松君)

税務調査課長 國稅庁長官 高橋 衛君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

五月二十七日

委員吉米地英俊君辭任につき、その補欠として大内一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日

委員大内一郎君辭任につき、その補欠として吉米地英俊君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

税理士法案(川野芳滿君外四名提出、衆法第三八号)

○西村(直)委員長代理

これより會議を開きます。

税理士法案を議題といたします。本案につきましては、修正案が提出せられておりますので、まず修正案の提出

者より提案の趣旨弁明を求めます。修正案提出者小山君。

税理士法案に対する修正案

税理士法案の一部を次のように修正する。

目次中「(第四十九條—第五十六條)」及び「(第五十七條—第六十三條)」をそれぞれ「(第四十九條—第五十七條)」及び「(第五十八條—第六十四條)」に改める。

第五十一條を第五十二條とし、以下順次一條ずつ繰り下げ、第五十條の次に次の一條を加える。

(税理士業務を行う弁護士)

第五十一條 弁護士は、所屬弁護士會を経て、國稅局長に通知することにより、その國稅局の管轄区域内において、隨時、税理士業務を行うことができる。

第五十二條 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う

範圍において、第一條、第三十條、第三十一條、第三十三條から第三十九條まで、第四十一條、第四十三條前段、第四十四條(第三号を除く)、第四十五條(第一項中登録の取消の処分に関する部分を除く)から第四十八條まで、第五十四條及び第五十五條の規定の適用については、税理士とみなす。

新第五十二條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第五十三條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第五十四條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第五十五條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第五十六條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第五十七條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第五十八條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第五十九條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第六十條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第六十一條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第六十二條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第六十三條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第六十四條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第六十五條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第六十六條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第六十七條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第六十八條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第六十九條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第七十條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第七十一條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第七十二條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第七十三條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第七十四條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第七十五條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第七十六條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第七十七條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第七十八條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第七十九條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

新第五十七條第一項中「第五十四條を「第五十五條」に改める。

新第五十八條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第五十九條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第六十條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第六十一條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第六十二條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第六十三條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第六十四條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第六十五條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第六十六條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第六十七條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第六十八條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第六十九條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第七十條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第七十一條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第七十二條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第七十三條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第七十四條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第七十五條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第七十六條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第七十七條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第七十八條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第七十九條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第八十條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第八十一條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第八十二條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第八十三條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第八十四條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第八十五條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第八十六條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第八十七條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第八十八條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第八十九條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第九十條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第九十一條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第九十二條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

新第九十三條中「第五十一條」を「第五十二條」に改める。

の趣旨を申し上げます。

修正案はお手元に配つてある通りでありますが、この修正案の趣旨は第五十一條でありまして、第五十一條に「弁護士は、所屬弁護士會を経て、國稅局長に通知することにより、その國稅局の管轄区域内において、隨時、税理士業務を行うことができる。2 前項の規定により、税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範圍において、第一條、第三十條、第三十一條、第三十三條から第三十九條まで、第四十一條、第四十三條前段、第四十四條(第三号を除く)、第四十五條(第一項中登録の取消の処分に関する部分を除く)から第四十八條まで、第五十四條及び第五十五條の規定の適用については、税理士とみなす。これがこの修正案の骨子であります。第五十一條を挿入した関係上、条文の整理をいたしておるのであります。以上が税理士法案に対する修正案の内容であります。

この趣旨は、従来弁護士は、弁護士法によりまして、当然に税務代理士を営むことができるというこの規定がありました。税理士法が通過いたしましたので、税理士というものが新たにできまして、税務代理士がなくなりました。その関係をいかに調整するかというところから出て来ましたところの修正案であります。

以上をもつて趣旨の弁明を終わります。

○西村(直)委員長代理 趣旨の弁明は終わりました。これより修正案に対する

質疑を行います。原案に關しましては質疑打ち切りになつております。宮崎靖君。

○宮崎委員 原案については質疑がすでに打ち切りになつておるようでありまして、新たに修正案が出ましたので、この税理士法の実際の運用につきましては相當の疑義がありますから、その点をこの際明らかにしておきたいと思つております。それで修正案の範圍においてお尋ねをいたしますことにいたします。五十一條の改正によりまして「弁護士は、所屬弁護士會を経て、國稅局長に通知することにより、その國稅局の管轄区域内において、隨時、税理士業務を行うことができる」となつております。この通知の方法については、いづれ國稅庁なり主税局におきまして、細いお考えのことと思ひますが、どういふふうな方法で通知のことをお取扱いになるのか。またこの通知の効力というものは、税理士法の原案に示す登録手続によつて登録せられたものとみなすのか。あるいは準ずるのか。そういう点について、當局としてのお考えをお尋ねいたします。

○西村(直)委員長代理 政府側からは、主税局調査課長泉美之松君が見えております。

○泉政府委員 お答えいたします。修正案によりまして、弁護士が所屬弁護士會を経まして國稅局長に通知いたします。その國稅局の管轄区域内におきましては、隨時税理士の業務ができるということに相なりますと、一般の

場合におきましては、御承知のように税理士が税理士業務を行います場合には、税務官公署の職員と面接する際に、税理士の証票を提示するということが必要であるのでございます。それによりまして、また同時に代理権限を示す書類を提出することによりまして、真正なる税理士であり、真正の代理権を有しているということが明らかになりまして、税務官公署といたしましては、税理士の業務を受けられる方と面接する場合に、非常に事態がはっきりして参るのであります。單純に通知することだけによりましては、普通の場合の登録と同じような効果を生ずることを得ませんし、また通知をもつて登録とみなすというわけに参らないのであります。従いまして税務官公署といたしましては、はたして税理士業務を行うことのできる人であるかどうかということの判定に苦むような場合が、生じようかと思つてございまして、従いましてこの通知を受けました場合には、それに対して、国税局長から何らかのその通知を受領したという証明書を、その弁護士で税理士業務を行う方にお渡しした、その弁護士で税理士業務を営まれる方におかれましては、その国税局長から出しました証明書を提示していただくことによりまして、円滑に税理士の業務をやつていただくことにはどうかと思つておるのであります。これは省令において規定してはいかかと思つておるのでございます。これにつきましては、国税庁長官と弁護士会の会長の方とよく相談いたしまして、その趣旨におきまして、事態が円滑に進むようにいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○官廳委員 当局にもそれ／＼のお考へがあるようであります。その方向にはわれ／＼異議はないようでありまして、ただ泉課長のお答えの中に、弁護士から通知をもらひました、はたして税理士の業務を行うのに適當であるかどうか、こういう言葉が述べられておりますが、これは私の考へでは、この法案が難航いたしました内容にも触れることでありますので、この際重ねてたゞしておきたいのであります。立法の経過におきまして、弁護士が當然かつてに税務代理士の業務を行へるというところになりましたのは、これは決してよい結果とは私どもは信じておられない。これは適當の時期において改正されることを、少くともわれ／＼は待望しておるわけでありまして、現状は一応弁護士であれば、税務代理士の事務はとれるというところになつております。なお新しい原案の税理士法におきましても、弁護士は登録さえすれば税理士の資格が得られるということになつております。従つて、通知をして来た者が適當であるか不適當であるかというところを認めなければならぬという行政的な考へ方はいかかであるか。結局弁護士が通知したことは、登録にかわる簡易な代行手続である。従つてこれをもつて登録があつたものとみなして行くのかどうかというところに重要な点がある。さもなくば、この修正案というものは、われ／＼原案をつくりました立場から見ますと、相當の矛盾があるわけでありまして、一方では税務代理士の業務は行へるのだ、これを税理士と呼びかえさるるならば、税理士の業務が行へるのだとなつて行へるのだというところになると、法律的なり／＼を言うわけではありませんが、何かおかしい。結局弁護士というものは税理士になれる資格はあるのだけれども、その登録手続について、當時行われない者について一々登録することゝ煩瑣であるので、とき／＼行つていう者に対しては簡易な手続を設けた。弁護士業務分野の一つであります。たゞ／＼の税務代理状あるいは税務の委任状、こういうことにつきましても、便宜の取扱ひができる救済規定のようなものなと思つておられますが、この点については、身分を示す証票とまでは行かなくても、通知書を受領した場合には、その受領書をせひとも提示する。でき得べくんば期間等も明示せられまして、およそ税務に關することでありまして、おおよそ税務につきましても、隨時という言葉が一つある以上、この隨時に合うようなお話を下さつてもつけようであります。行政庁とお話をしまして、了解の上適當の期間、あるいはその件名等も表示することができましたならば表示しまして、税務官吏の方も、正常なる税理士としての資格を持ち、納税者の代理ができるんだということ、安んじて交渉に應ぜられるようにいたしたいと思つて、同時に先般税務署におきまして、弁護士の方が一応名刺を出しまして、おれは弁護士で税務代理士の業務が當然行へるんだから、やつて来たと言ひましても、税務署の方では一応お断りするであらう。おれは弁護士だから當然なる、こういうふうな追究しましても、いや、税務署の取扱ひ

としましては、さうなわけに参りません。通知を受けたかどうか知りません。こういうふうなことになるから、とり／＼の多い方々でありますから、出先の税務署あたりで相當うるさいことも起るではなからうか。せひともこの点を明確にしたい。要は登録手続を省略したいという一つの修正案の含みだろと思ひますので、その省略することだけに重点を置かずして、むしろ税理士が公正に明朗に行われる、こういう方法になるようにいたしていただきたいのであります。この点については、將來疑問のないように、はつきりと当局のお考へをお示しただきたい。あるいは現在完全なる成案がなかつたならば、適當の時期においてこれをもつと具体化しまして、委員会を通じての御表明をいたしたいと思つておられます。

○泉政府委員 言葉が少し足りませんが、誤解をなされたかと思つてございまして、弁護士が當然税理士業務ができるということは、規定の上から、修正されますと當然そうなるのであります。それを申し上げたのではないのでございまして。後ほどおつしやになりましたように、税務官公署へおいでになりまして、おれは弁護士だ、だから當然税理士業務ができるんだというのでお話しくださいまして、税務官公署の方にございましては、通知をいたしておきません、はたしてその人が通知によつて税理士業務を営む人であるかどうかということが判明いたしませんので、その点でやはり通知をいたさなければならぬ、これに對しまして国税局長から証明書というものを交付いたしまして、登録にかわるものとい

しまして——もちろん登録と同じ効果は生じないのでありますけれども、登録にかわる手続といたしまして、税務の円滑な執行に資して行きたい、かように考へておるわけでございます。弁護士の方が當然税理士業務ができるといふことを、否定いたす考へは毛頭ございせん。そこでたゞいま仰せの隨時とありますものを三箇月にするか、六箇月にするか、一箇年にするかといふ点につきましては、われ／＼といひたしましては、まあ隨時というからには、そう長い期間でない方がいゝだらうと思つておるのでございまして、いづれ国税庁長官と弁護士会長さんの方とお打合せいたしまして、成案を得ましたならば、また委員会にお示しいたしたい、かように考へております。

○官廳委員 ただいまの説明できつて明瞭になりました。その程度の運用でありましたならば、税理士法の改正の趣旨にそむく結果にはなるまいと考へます。そこでさらにこの点をもう一つ明らかにしておきますと、従いまして、たゞいまの御説明を基礎にして考へると、第五十一条の改正規定というもの、原案の第十八条に對しまする除外例的な、特別法的な考へ方をもつてできておると考へるのであります。が、そういうふうな認めようらしいのですかどうか。

○泉政府委員 御質問の通りに、弁護士の方は弁護士法におきまして、當然税理士業務を行うことができますことになつておるのでございまして、たゞ普通の税理士が登録を行ななければならぬといふこととの調整をはかる意味におきまして、十八条の大きな例外といたしまして、国税局長への通知とい

うことにかえた次第でございます。

○宮務委員 この点もそれではつきりしたわけでありませう。

ところで、もう一つは根本的な問題であります。今まで弁護士は当然税務代理士の業務ができる、こういうことは、弁護士業務の中において、たまたま現われて参りました税務に関する事務を行うことができるというのであつて、ただちに弁護士が税理士ということにはならないと思うのですが、その点はいかがですか。

○泉政府委員 この点はやや複雑な関係になつておるようでございますが、弁護士の方が税理士として登録いたしますれば、当然税理士といたしまして税理士業務ができることになるように思うのでございますが、税理士として登録しない、弁護士として税理士業務を営むという場合は、実際問題としてしましては、やはり税金に關する訴訟に關連いたしまして、税理士の業務を行う場合が多いのであらうといふふうに考へられておるのであります。現在までにおきましても、御承知の通り、弁護士は税務代理士の業務を行うことができることになつておりますが、現在までの実情を見ますと、やはり税金に關する訴訟に關連して、税務代理士の業務を営んでおられるという場合が、圧倒的に多いと思はれますので、この点は従来とさほどかわりがないものと考えておる次第であります。

○宮務委員 その点も了承いたしました。次にお尋ねいたしますのは、この通知をした場合において、税理士及び通知により随時税理士の資格を得たと申し

しますか、その方々に対します大蔵省ことに国税庁といたしましての取締り、これは同様に行われるものでありますかどうか。

○泉政府委員 税理士の業務を公正にやつていただくという必要からいたしますと、やはり国税庁といたしましては、その弁護士の方が公正に税理士の業務をやつておられるかどうかということを見ておる必要があらうかと思ひますが、登録をいたしませんので、国税庁長官の懲戒権をもし発動するといつたことはできないものと考えております。

○宮務委員 この改正条文の一つ／＼を申し上げなくても、趣旨から行きますと、弁護士の方に對します国税庁の監督上の懲戒処分というものは、税理士の業務を行うことについての範囲について行われて、弁護士それ自身の資格には及ばぬような配慮が、この規定にはあるものであります。それと同時に、弁護士の通知によりまして仕事を随時行おうという方々と税理士会との関係は、どういふふうに御処理なさつて行こうと思はれるのか。その考えをちよつとお聞きいたしたいと思ひます。

○泉政府委員 この点につきましては、弁護士で税理士業務を行われる方は、税理士会あるいは税理士連合会に入るといふふうな規定になつておりませんので、これにつきましてはやはり所屬の弁護士会を通じて、適当に考へて行くほかはないといふふうに思つております。

○宮務委員 通知によつて随時税務代理士の業務を行う弁護士の方は、これ

は常識からいつても、税理士会もしくはその連合会に加入しないでもよいだらう、こゝろ私も思うのであります。ただその場合におきまして、そういうふうな会にも入らず、国税庁の監督を受けるとは申しながら、それは名目に流れまして、實質は監督外に置かれる。ことにこれはだしきは、あるいは反税運動等起すような場合がありましても、なか／＼直接会を通じての規制もできない。そういう性格のものであります以上は、私は弁護士の立場を心配いたしまして強硬な意見を申すのはありませんが、会へも入らず、常時會を通ずる監督に服しないという以上は、随時という範圍は、私はおそらく一年以上という長いものではなからうと思ふ。更新するまでも、せめて二箇月とかあるいは三箇月とかに限定をいたしまして、さらに事件が続いておる場合にはこれを更新して参る。これが私は随時の性質であらうと思ひます。この点については先刻からの話にありますが、国税庁の長官と弁護士会の連合会長との間で話し合ひをするといふことではあります。会へ入らないといふことを認めて行くならば、その随時の期間といふものはおのづから短縮される、あくまで随時の期間である、こゝろ私は考へる。こゝろいふふうな話し合ひをせよ進めていたいただきたい。別に弁護士会との摩擦を大きくしようという意味ではありませんが、事務に關します以上、大蔵大臣及び国税庁長官の監督に服しないという代理業はないはず。この点はいろ／＼意見の対立がございまして、結局最後は妥協でありますので、妥協はありますけれども、その精神といふものは貫いておかなければならない。そうなりますと、随時といふものを一年にしようなどといふことを、大蔵省や国税庁がお考へになつてゐるということには、私どもは賛成できない。少くとも一箇月か二箇月、せい／＼がまんしてでも三箇月、そして必要があつた場合にはさらに延長する、こゝろことはいひのであります。一年などという期間は除外せられまして、ほんとうに監督上遺憾のない随時の期間をお定めくださることを希望すると同時に、幸い国税庁の長官も見えられましたので、途中からであります。この点について一言御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○泉政府委員 お話はいろ／＼ございしましたが、随時の期間をどのようにするかにつきましては、先ほど申し上げました通り、後ほど国税庁長官から弁護士連合会と御相談いたしましてきめて参りたい、かように思つておるのであります。先ほどお話の通り、随時の精神からいまして、あまり長い期間にならぬようにするのが適當であらうと考へるのであります。できただけ短かい期間におきまして相談してきめて参りたい、かように考へる次第でございます。

○宮務委員 もう一点、これは将来争ひのないために伺つておきますが、いわゆる随時の税理士の業務を行おうとする者は、国税庁の立場から、ほんとうに忌憚なく申し述べることの自由を許されたとするならば、そういう方はぜひ登録してやつてもらいたい、こゝろいふことを言うことが私は適當だらうと思ふのです。従つて六月以上でなければいかに、一年以上でなければいかに

ぬという随時の期間の問題が生まれた場合に、大蔵省なり国税庁は、ぜひともこゝろいふ方には登録を受けてやつてほしい、こゝろいふことを懇願していただくことが、この税理士業界の将来のためによい影響をもたらすと思ふのであります。この点についての御決意はどんなものでございませうか。お話をいただきたいと思います。

○宮務委員 先般来御説明を申し上げておいたと存するのでありますが、税理士法の立法の根本の趣旨が、現在政府と納税者との間に介在したく、それらのいろ／＼な世話をしていたく、また手続その他について、いゝば納税者の補助的な實際の効果をあげていただく仕事につきまして、納税者側からも十分に信頼され、また政府もその職業にある人について全幅的な信頼をもつて、税務行政の円滑な運営を促進して行きたいといふところに重点がありまして、従つて今回修正案の通り法律が変更になりまして、でき得る限り税理士会にも入会していただくように、またできれば税理士として登録していただく、そういうふうな方向によつて税務官庁と連絡を緊密にし、また納税者の信頼もそれによつて十分得られることになりはしないかと考へますので、こゝろいふふうな考えをもつて、いろ／＼弁護士会とも話し合ひをし、また今後仕事をやる上におきまして、そういうふうな心持をもつて対処して行きたいと考へる次第であります。

○宮務委員 ただいまのような御説明で、大体修正案の運用にも遺憾がなからうと思ふのであります。弁護士の方々と、私途中からでありましたが

いろいろ話し合ひをしてみますと、この修正を余儀なくせられます根本的な理由が一つある。それは税理士の登録をいたしますと、弁護士と税理士の所得と税理士の業務の所得というものを二つに考えられる。それを合算されたものを課税される。しかし税務というものは税理士の業務の総合的な仕事の一つである。これを一まとめにして課税してもよろしい。それを税理士の登録をすれば、税理士の収入が幾ら、弁護士においては一級から五級まであるとか言つておりましたが、その段階へはめ込まれるならば、はなはだ迷惑をする。こういうことが非常に根本的な理由であつたことがはつきりいたしました。こういうような便法を開いて、弁護士の仕事と税理士の業務が公正に行われる道を開いたのでありますが、その奥に考えられた登録回避の精神の中には、所得が重複する、こういう考え方を持つておるのであります。私は弁護士の各位からもこの点についていろいろ実情を訴えられまして、あるいはそうかなというような感じも出ておりますので、この機会において、本法案の成立について同調していただきますと同僚各位に対しまして信義上からも、この点についての国税庁長官のお考えをひとつお示し願ひたい。弁護士として幾ら、税理士として幾ら、これではやり切れぬ、当然できるのだからそれでやる、こういうふうな考え方が実に多かつたのであります。その点について、どうか適正な課税のできますよう、この機会に御所信をお示し願ひたい。

○高橋(審)政府委員 弁護士の方で税理士の登録をなされた場合におきまし

ても、一人の能力は、別に登録をせられたことによつて能力が増加するといふことではないのでございまして、従つてその人の所得がいかにあるかといふ算定をいたします際にも、そういうふうな、ただ税理士の登録をしたといふことのみをもつて、そこにつけ加えられるところの新たな所得があるといふような考え方は、いたしたくないといふふうな考へております。本来こういうふうな公的な仕事をしておられる方々の所得の算定につきましては、最も正確であるべきはずなのであります。が、遺憾ながら現在の状況におきましては、なか／＼帳簿書類その他が十分整つていないのが実情であります。従ひまして、外部的ない／＼な資料によりまして、所得を推定せざるを得ない遺憾な点もあるものであります。それらの点につきましても、さらに税務行政のやり方を研究いたしまして、何とかしてその人の所得の真相を把握し得るようになしたい。一般納税者の方にも正しい申告をしていただくことを期待しておりますが、もちろん税理士をおやりになるような方は、どこまでも正確な申告をしていただけるものと、期待を申し上げておる次第であります。

○三宅(則)委員 私は原案の提案者でありますから、長く質問する必要もございせんが、一言このことについて言及させていただきます。原案の提案のときには、今同僚宮崎君もいろいろお話になつておられました。川野芳満君、不肖私、宮腰喜助君、松尾トシ子君等それ／＼各党から出ておるのであります。これは三月三十日に提案の理由を説明、さらに三月三十一日には採決ということになつておつたわけでありまして、その後事情によりまして、四月一ぱい自然休会となりまして、ところが五月になりまして、法務委員会の方から申入れがありまして、これにつきましても安部法務委員長並びに鍛冶良作君、あるいは押谷富三君、あるいは角田幸吉君等の御折衝もございまして、本大蔵委員会からも私並びに宮崎君、あるいは宮腰君、あるいは川野芳満君等と折衝を重ねられまして、それから国税庁長官高橋君も、忠告監察長もお出ましになりまして、十分検討をしたのであります。この立法の精神というものは、今宮崎君が詳細に述べられまして、明らかにしたものであります。ただ一番最後に残りました点は、弁護士でもやはり弁護士会を通じて国税局に通知することによつて随時できる。この随時ということが問題になつたのであります。先ほど宮崎君が言われました通り、随時ということとは時折というふうには解釈してありますから、なるべく短かい期間にしてみたい。また領収書に類するようなものも出していただく、弁護士もこれに協力するという態勢で進むことが、ほんとうの立法の精神であると考えておるわけであります。幸い国税庁長官もおいでになりまして、今申しましたことに補足するようであります。なお一段と決意を固められまして、弁護士会と連絡の上なるべく早い機会に政令なりその他を発せられまして、円滑なる遂行のもとに税務代理業、いわゆる税理士の業務が展開いたしますように、特段の御協力を賜わらんことをこの際願ひまして、私はぜひ通過させたいと思ひます。

○高橋(審)政府委員 ただいま三宅委員からお話のありましたような趣旨におきまして、弁護士には弁護士としてのお立場もあると思ひますから、その双方の実情と適当な度合いを十分にお話し合ひたいと思つております。

○小山委員 ただいま議題となつております税理士法及び税理士法案に対する修正案の両案につきましては、質疑も終りましたし、本案につきましては先ほど来すでに質疑が打切つてあるものでありますから、この際討論を省略し、ただちに採決に入られんことを、動議として提出いたします。

○西村(直)委員 長代理、ただいまの小山君の動議のごとく決定することに御異議ありませんか。

○西村(直)委員 長代理、御異議がないようでありますから、これからただちに採決に入ります。

○西村(直)委員 長代理、御異議がない。まず奥村君提出にかかる自由党の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○西村(直)委員 長代理、起立総員。よつて本修正案は可決せられました。次に本修正案の修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔議員起立〕

○西村(直)委員 長代理、起立総員。よつて本案は奥村君提出のごとく修正議決せられました。

なお報告書の作成及び提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

午後四時二十九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参 照〕

税理士法案(川野芳満君外四名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕